⑳　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

㉑　本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン」の試行対象工事である。

㉒　本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

㉓　本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）である。

㉔　本工事は、受注者の発案によるインフラ分野のＡＩ活用に資する取組を推進する「北海道インフラ分野のＡＩ活用」試行対象工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする経常建設共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北海道開発局における工事区分「鋼橋上部」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成23年度以降に、次の要件を満たす工事の元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ア　単体及び経常建設共同企業体の代表者については、平成23年度以降に完成した下記㋐～㋒の全ての要件を満たす製作及び架設工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る）。

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁形式が単純鈑桁橋を除く鋼橋であること。ただし、単純鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。

㋒　最大支間長が25m以上であること。

ただし、上記㋐～㋒は同一工事であること。

なお、下記についても製作及び架設工事の実績を有するものとみなす。

・同一橋梁で製作と架設が分離発注された工事を同一者が受注した場合。
・橋梁形式が同様なセパレート橋で製作と架設が分離発注された場合において、一方の製作工事と他方の架設工事を同一者が受注した場合。
・橋梁形式が同様な連続している橋梁で製作と架設が分離発注された場合において、一方の製作工事と他方の架設工事を同一者が受注した場合。

イ　経常建設共同企業体の代表者以外の構成員については、平成23年度以降に上記アの㋐～㋑の要件を満たす製作及び架設工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る）。

ただし、上記アの㋐～㋑は同一工事であること。

なお、下記ついても製作及び架設工事の実績を有するものとみなす。

・同一橋梁で製作と架設が分離発注された工事を同一者が受注した場合。
・橋梁形式が同様なセパレート橋で製作と架設が分離発注された場合において、一方の製作工事と他方の架設工事を同一者が受注した場合。
・橋梁形式が同様な連続している橋梁で製作と架設が分離発注された場合において、一方の製作工事と他方の架設工事を同一者が受注した場合。

なお、当該実績が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、網走開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

⑸　本工事に係る施工計画が適正であること。この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別添図面及び別添仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。

⑹　配置予定技術者の資格等は下記ア～ウの要件による。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であり、現地での作業期間に専任で配置できること。現地での作業期間は、令和10年４月１日～令和11年10月24日までを予定している。

ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社が上記の資格を有する者を配置することとし、その他の構成員については、２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

イ　平成23年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑷アに掲げる要件を満たす橋梁架設工事を元請として施工した経験を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体の代表者以外の構成員については、平成23年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑷イに掲げる要件を満たす橋梁架設工事を元請として施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限る。）。

なお、当該実績が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者資格者講習会修了証を有する者であること。

⑺　専任補助者を配置する場合、専任補助者は、上記⑹ア～ウに示す基準を満たす者であることとする。また、上記⑷で示す、監理（主任）技術者の競争参加資格上の同種工事実績の要件については、平成23年度以降に完成した鋼橋上部工の架設工事に従事した経験を有し、工事規模、橋梁形式及び最大支間長は問わないこととする。

専任補助者は、担当技術者において専任とするが、現場代理人を兼務することができる。ただし、他工事との兼務は認めない。また、やむを得ない事由がある場合を除き、工事途中での交代は認めない。

⑻　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　本工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　本工事は、建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

⒀　「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

ア　入札参加者は価格、性能・機能及び社会的要請に関する事項に係る施工計画をもって入札し、㋐から㋒の要件に該当する者のうち、３⑵によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。